

資料 5

平成 26 年度高齢者虐待防止関係事業予算及び取り組み内容について

1. 事業のねらい

各区健康福祉課、地域保健福祉センター（または健康福祉課地域保健福祉担当）、地域包括支援センター等の相談体制の充実と地域の関係者および市民が高齢者虐待と対応について理解を深めていくことで、虐待の防止と迅速かつ適切な対応および養護者への支援を行う。

2. 事業内容 【虐待関連予算計 5,450 千円(他に措置費として1,457 千円)】

- (1) 連絡協議会 予算 180 千円
継続して開催し、関係者との連携・協力体制の検討と構築に資する。
- (2) 高齢者虐待相談専任職員配置（社会福祉士 1 名） 予算 2,475 千円
専門的視点での相談助言と事例からの課題整理を行う。
- (3) 緊急保護施設 1 室 予算 840 千円
高齢者虐待防止のための緊急一時保護施設を確保する。
- (4) 高齢者虐待防止のための啓発活動 予算 309 千円
パンフレットを作成し、昨年制作したポスターとともに配布し、虐待防止の意識と相談窓口を一般市民へ周知・啓発する。
- (5) 高齢者虐待を発生させないための関係職員の研修の充実 予算 1,157 千円
高齢者虐待防止法及び支援の中心となる関係職員に対して研修を実施し、虐待にあたるうえでの専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図る。
 - ① 在宅高齢者虐待防止対応防止担当職員研修 予算 972 千円
平成 24 年度から新潟市社会福祉協議会へ委託して実施する。
対象：地域包括支援センター、区健康福祉課担当者、地域保健福祉センター職員
内容：高齢者虐待対応と権利擁護・高齢者虐待対応における情報収集・虐待対応における適切な区市町村権限行使・アセスメントと支援計画、モニタリング・高齢者虐待対応の評価・高齢者虐待防止ネットワークの構築 等
 - ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の研修 予算 185 千円
高齢者虐待防止の基礎的な知識と実践方法を学び施設介護の質の向上と職員の意識の向上を図る。
- (6) 老人福祉法によるやむを得ない事由による措置費 予算 1,457 千円
特養・ショートステイ・グループホームなどへの措置

(7) 地域包括支援センター高齢者虐待防止部会

高齢者虐待対応及び防止に関する業務を取り組みの充実を図るため、各区地域包括支援センターの代表で構成し、地域包括支援センター連絡会の部会として設置する。(年3回 6月、9月、12月)

<検討内容>

高齢者虐待対応、予防活動の課題の検討・改善、権利擁護の啓発について・職員のスキルアップについて等

(8) 高齢者虐待対応のための体制整備・ネットワーク構築への取り組み推進

- ・各地域包括支援センターが「高齢者虐待と対応について」ケアマネジャー・介護保険サービス事業者などへ理解を深めるための説明会を実施する。
- ・高齢者虐待の要因のひとつである認知症に関して、市民の知識や対応について理解が深まるよう、認知症サポーター養成講座を継続して実施する。
- ・新潟県高齢者虐待対応専門職チームの活用を推進する。

(9) 養介護施設従事者等による虐待への対応(マニュアル)の改訂 <新規>

養介護施設従事者等による虐待の相談・通報が増え、新潟市高齢者虐待防止マニュアル(在宅版)を平成25年4月に改訂したものを参考に、対応フローなどの見直しを行う。

新潟市高齢者虐待防止連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の予防と早期発見・対応・再発防止等について検討・協議するため、新潟市の関係機関及び団体による連絡会を組織し、その連携を進め、もって高齢者虐待防止等の対応の円滑化を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 連絡会は次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 高齢者虐待対策のあり方
- (2) 高齢者虐待防止に関わる関係機関等の連携強化、意見・情報交換
- (3) 高齢者虐待の実態把握、関係者への情報提供
- (4) その他高齢者虐待に関する問題の解決に必要なこと

(構成)

第3条 連絡会は、次に掲げる団体、組織で構成する。なお、会長が必要と認める場合には、その他の者を加えることができるものとする。

※順不同

- (1) 新潟市医師会
- (2) 新潟市歯科医師会
- (3) 新潟県弁護士会
- (4) 新潟地方法務局
- (5) 新潟県新潟東警察
- (6) 新潟市民生委員・児童委員協議会連合会
- (7) 新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会
- (8) 新潟市訪問介護事業者連絡協議会
- (9) 新潟市老人福祉施設連絡協議会

(10) 新潟市地域包括支援センター代表者

(11) 新潟市社会福祉協議会

(12) 新潟市福祉部

2 連絡会に会長と副会長を置き、構成員の互選により定める。

3 会長は連絡会を招集し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(守秘義務)

第4条 構成団体に属する者は、会議等で知り得た個人の秘密等を他に漏らしてはならない。また、構成団体に属しなくなった場合においても同様とする。

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、福祉部高齢者支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。